

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くるみ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、毎日この法人の主たる勤務場所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬と明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | | |
|------------|----|---------------|
| (1) 非常勤の理事 | 報酬 | 別表第1の(1)のイ及びロ |
| (2) 非常勤の監事 | 報酬 | 別表第1の(2) |
| (3) 評議員 | 報酬 | 別表第2 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤役員、評議員に対する報酬等は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1(1)及び(2)に定める額とする。
 - (2) 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
 - (3) 理事長の報酬の額は、別表第1のハに定める額とする。
- 但し、報酬の支払額は所得税控除後の金額を支払う。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月18日に決定し、4月1日にさかのぼって施行する。

附則 この規程は、2019年6月16日 改定
第4条に(3)及び但し書を追加

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

イ	理事会等会議への出席	日額 3,000円
ロ	上記の他、理事長の指示により法人・施設業務のために出勤した場合	日額 3,000円
ハ	理事長である理事が、法人業務のため週1日の出勤をした場合	月額 12,000円

(2) 監事

	理事会等会議への出席	日額 3,000円
	上記の他、業務の監査のための出勤	日額 5,000円

別表第2 (評議員の報酬)

	評議員会への出席	日額 5,000円
--	----------	-----------

(評議員の費用弁償)

	評議員会への出席・交通費	日額 1,000円
--	--------------	-----------